

外国人技能実習生受入機関適正化支援事業 [新規]

【11（一）百万円】

対策のポイント

外国人技能実習制度の適正な実施や新制度の普及を図るため、実習実施機関への相談活動や監理団体等を対象とした研修会の開催等を支援します。

<背景/課題>

- ・国際貢献を目的とする外国人技能実習制度については、農業分野においても、新興国等から約2万人（平成24年度）を技能実習生として受け入れているところです。
- ・この外国人技能実習制度については、「日本再興戦略」改訂2014において、制度の適正化を図るとともに、実習期間の延長や受入れ枠の拡大を行うなど、抜本的に見直すこととされています。
- ・農業分野においても、制度の適正化を図るための取組を強化する必要があります。

政策目標

- 農業分野の実習実施機関における不正行為※を平成29年までに撲滅。

※入国管理局が「不正行為」を通知した機関数（農業・漁業）

<主な内容>

見直し後の外国人技能実習制度の下で、新たに設置される地域協議会（仮称）と連携して行う、次の活動に対して支援します。

（1）研修会の開催

監理団体及び実習実施機関（農家・農業法人）を対象とした、制度見直し後の技能実習生受入れに関する研修会の開催

（2）実習実施機関等に対する相談活動

監理団体及び実習実施機関から受ける、技能実習生受入れに関する相談への対応

（3）優良監理団体等の実態調査

監理団体及び実習実施機関における優良な取組の調査・とりまとめ

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2162（直））]

○ 外国人技能実習生受入機関適正化支援事業（平成27年度予算概算決定額 11百万円）

外国人技能制度の適正な実施や新制度の普及を図るため、民間団体等が行う、実習実施機関への相談活動や監理団体等を対象とした研修等の開催等を支援する。

事業内容

見直し後の外国人技能実習制度の下で、新たに設置される地域協議会(仮称)と連携して、民間団体等が行う次の取組を支援

- 研修会の開催
監理団体及び実習実施機関(農家・農業法人)を対象とした、制度見直し後の技能実習生受入に関する研修会の開催
- 実習実施機関等に対する相談活動
監理団体及び実習実施機関から受ける、技能実習生受入に関する相談への対応
- 優良監理団体等の実態調査
監理団体及び実習実施機関における優良な取組みの調査・とりまとめ

